

○みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例

(令和5年3月16日条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、みつえ高原牧場内に建設計画されている畜産団地の建設について、村民の賛否の意思を明らかにすることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる選択肢について、村民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(1) みつえ高原牧場畜産団地整備事業の実施に賛成

(2) みつえ高原牧場畜産団地整備事業の実施に反対

2 住民投票は、村民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、村長が執行するものとする。

2 村長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を御杖村選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から令和5年11月末日までの間において村長が定めるものとする。

2 村長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の少なくとも5日前までにこれを告示するとともに、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに当該投票日を選挙管理委員会に通知しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18年以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本村の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本村の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第10条に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本村に住所を有していない者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製等)

第6条 村長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない

い。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票用紙の様式)

第8条 前条第2項に規定する投票用紙及び同条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(投票所における投票)

第9条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

(期日前投票等)

第10条 前条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票をすることができる。

(投票の秘密保持)

第11条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(情報の提供)

第12条 村長は、住民投票の適正な執行を確保するため、畜産団地の整備に関して投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第13条 村長は、村の広報紙への掲載その他適当な方法により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は村民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項に規定する投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(無効投票)

第15条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれに記載したのかを判別し難いもの

(6) 白紙投票

(住民投票の成立要件等)

第16条 住民投票は、投票した者の総数が投票資格者総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業を行わない。

(投票結果の告示)

第17条 村長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、村議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第18条 村議会及び村長は、畜産団地の建設に関する事務の執行にあたり、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第19条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる御杖村議会議員及び御杖村長の選挙の例による。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。